## 画像データ化された登記簿等を用いた謄抄本交付事務 等の取り扱いについて

次の登記簿等に係る謄抄本または閲覧は、<u>平成27年4月</u> 1日から、画像データによって交付等を行いますので、お知らせします。

## 対象となる登記簿等

- 立木、工場財団(工場抵当法第3条目録を含む。),鉱業財団, 漁業財団,港湾運送事業財団,観光施設財団,道路交通事業財団, 船舶及び製造中の船舶,農業用動産抵当,建設機械,鉱害賠償登 録,自動車交通事業財団,夫婦財産契約に関する登記簿,目録, 図面,信託目録及び共同担保目録(土地・建物に係る信託目録及 び共同担保目録を除く。)
- コンピュータ化されていない土地登記簿

ただし、次の場合は、引き続き、登記簿等の原本によって取り扱うことになります。

- 対象となる登記簿等について、登記申請が完了し画像データとして保存されるまでの間
- システム障害等の発生のため、画像データが印刷できないとき
- その他,原本での交付が望ましいとき(文字が不鮮明など)

なお、画像データは、原則としてA4判の用紙に縮小して 印刷しますが、等倍のA3判での印刷を希望する場合は、請 求の際に、登記所の窓口担当者までお申し出願います。

※ お問合せ先は「登記管轄一覧」から各登記所の案内図をご覧ください。

## 広島法務局